

四国管内における悪質商法の事例

【愛媛県伊方町の事例】

日時	平成20年11月24日
申告者	70歳代の女性
内容	<p>申告者宅に、名前を名乗らない男性1名の訪問があり、「お宅は地デジを見ていると思うが、国が受信料を全て徴収するようになった。最初の1回は現金で(2,900円)次回からは口座振替でするので、口座番号を教えてください。」と言われた。</p> <p>申告者は、「うちはCATVなのでそちらに払っている。初めてのことなので、他の人か、役場に聞くので後日来てほしい。」と言って帰ってもらった。</p> <p>11月30日に再度同じ男性の訪問があった。「役場に相談に行ったら、名前と住所を聞くようにと言われたので、教えてほしい。」と伝えたら、そのまま帰った。</p> <p>なお、最初の訪問日の前日及び前々日に、電話で今から訪問すると言われていたが、断っていた。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none">・金銭等の被害はなし。・類似の申告はなし。

【愛媛県松山市の事例】

日時	平成22年4月16日
申告者	男性
内容	<p>地デジコールセンターに「携帯電話に「クオカードが当たる」とメールがあり、メールにあるリンクサイトで地デジに関するアンケートに答えたら、そのまま18歳未満禁止のサイトに繋がってしまった。</p> <p>そのサイト料金もかかり、その後何度もメールが届いたりという状況で困っている。</p> <p>警察(松山東署)にも相談しているが、このような事が起こっていることを報告しておきたい。」との電話があった。</p> <p>コールセンターから詳細を確認すると、 「その後のメールで住所、氏名、電話番号を入力するよう誘導があった。途中、振り込み口座の入力手前で不審に思い入力を中止した。松山東警察署には相談済みである。何度も届くメールのアドレスはその都度変更されてくるが、アドレスは「INFO@～」となっている。」とのことである。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none">・コールセンターより、再度、メールが送信されても開かないように案内。・金銭等の被害はなし。・類似の申告はなし。

四国管内における悪質商法の事例

【香川県宇多津町の事例】

日時	平成23年2月1日
申告者	町営住宅に住む高齢の女性
内容	<p>1月31日昼間、申告者宅に役場の職員と名乗る男性4～5人が訪問し、「坂出の方から来た」「デジタル化にむけての対応を全て行うよ」ということを言った。</p> <p>申告者は宇多津町役場の税務課職員に知人がいたため、その職員に上記の話とあわせてデジタル化の方法等について尋ねた。</p> <p>役場では、職員が個別に訪問して地デジ対応についての周知は行っていないため、不審に思った税務課職員が地デジの担当をしている宇多津町政策調整室に報告。</p> <p>金銭等の被害はなかったが不審な内容であるため、宇多津町政策調整室より四国総合通信局放送課に情報提供</p>
その他	<ul style="list-style-type: none">・金銭等の被害はなし。・類似の申告はなし。

【徳島県阿南市の事例】

日時	平成23年4月下旬～
申告者	市営住宅に住む住人数世帯
内容	<p>①阿南市では所有する市営住宅にケーブルテレビの設備整備事業を行っているが、4月下旬頃、工事が完了した市営住宅の入居者宅へ地デジ詐欺と思われる不審な電話があった。</p> <p>(電話の内容)</p> <ol style="list-style-type: none">1 ケーブル工事費として12万円振り込むように言われた。2 何度もかかってきて担当者の名前がその都度変わっていた。3 入居者から電話をかけるよう、番号を言われた。 <p>同事業は阿南市が進めており、宅内工事費(1万円程度)のみ入居者負担としているため高額な請求をすることは考えられないことから、地デジ詐欺であると思われるため、市営住宅の入居者全世帯に注意喚起の文書を配布した。</p> <p>その後、同様の電話があったという住人数世帯からの申告があった。</p> <p>②住人宅の留守番電話(平成23年5月5日 11時50分頃)に「初期費用5万円を払えば、地デジ対応はできます。2～3日中に伺います。」との内容が録音されていた。</p> <p>地デジ詐欺と思われるため、本人が加入しているケーブル事業者へ連絡。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none">・金銭等の被害はなし。・類似の申告あり。